

4 救急情報課

(1) 精神保健診察業務

(2) 後方移送業務

(3) 精神科救急医療システム

ア 当課の設置と精神科救急医療システムの実施

イ 精神科救急医療システムの医療体制

ウ 申請・通報及び届出件数の推移

(4) 精神保健診察業務に係る研修等

参考:神奈川県の精神科救急医療体制図

(1) 精神保健診察業務

精神保健診察業務(以下「診察業務」という。)とは、精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 に定められた申請・通報及び届出を受け、「精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」対象者について、精神保健福祉法に基づき、神奈川県知事(政令市長)の権限において、精神保健指定医(以下「指定医」という。)による診察を行い、前述の要件を満たした場合に措置入院させる業務である。

神奈川県では精神保健福祉センター救急情報課で当業務を行っており、警察官通報(法第 23 条)については、365 日 24 時間体制で実施している。

参考

精神保健福祉法第 22 条:親族又は一般人申請、第 23 条:警察官通報

第 24 条:検察官通報、第 25 条:保護観察所長通報、第 26 条:矯正施設長通報

第 26 条の2:精神科病院管理者届出

第 26 条の3:医療観察法対象者【指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報】

(2) 後方移送業務

後方移送業務とは、精神科救急医療システムにて基幹病院と位置づける7病院に入院した者に対して、救急病床を確保する目的で、急性期の症状が緩和した後に民間の精神科病院への転院調整をし、移送する業務を実施している。

(3) 精神科救急医療システム

ア 当課の設置と精神科救急医療システムの実施

神奈川県では診察業務を昭和 25 年から実施しており、昭和 61 年度から精神科救急医療システムを構築し、その後も段階的に体制を整備してきた。

平成 14 年度の精神保健福祉法改正により、神奈川県知事から精神保健福祉センター所長に診察業務が委任された。それに伴い、当所に救急情報課が新設され、診察業務の 24 時間体制が始まり、警察の協力を得ていた対象者の移送も実施することになった。また、精神科救急医療受入病院の確保や初期救急・二次救急、夜間・深夜・休日の通報受付窓口、移送体制、移送車両の確保について、神奈川県・横浜市・川崎市による3縣市協調体制で取り組むことになった。

平成 14 年度当初は、当課の職員6名が平日・休日の日勤帯と週末の夜間・深夜帯を当番制により対応した。平日の夜間・深夜については、当所の調査・社会復帰課および相談課の職員 16 名が当番制で対応した。

移送業務については、非常勤の移送補助員を 18 名確保した。夜間・深夜・休日における警察官通報の通報受理業務については、非常勤の通報受付窓口職員を4名確保した。夜

間・深夜・休日の診察業務については、非常勤の指定医を 13 名確保した。移送車両については、4 台の特別車両をタクシー会社と委託契約を行った。

平成 22 年度からは、政令市となった相模原市が精神科救急医療システムに参画し、4 県市協調体制となった。

令和 6 年度現在、当課の職員 10 名、会計年度任用職員指定医 1 名、移送補助員 17 名、通報受付職員 4 名、夜間通報対応職員 1 名、精神保健指定医 35 名で精神科救急システムを運用している。

※初期救急、二次救急については「2 調査・社会復帰課(2) オ 精神科救急医療対策事業」参照

イ 精神科救急医療システムの医療体制

精神科救急医療受入病院について、平成 14 年度には、基幹病院 5 病院と民間病院 36 病院を確保した。平成 19 年度には、基幹病院 7 病院、平成 26 年度には、民間病院 38 病院、令和 6 年度現在 44 病院(独立行政法人国立病院機構 1 病院を含む)を確保した。

精神障害者の身体合併症に対応するため、平成 19 年度に精神科治療ができる身体合併症専用病床を持つ病院を確保し、精神科救急医療システムに参画している精神科病院に入院している患者が身体科治療のために転院できる体制を確保した。

ウ 申請・通報及び届出件数の推移

当課が扱う地域の申請・通報及び届出件数(精神保健福祉法第 22 条～第 26 条の 3)は、平成 14 年度から平成 23 年度までは 400～500 件台で推移していた。しかし平成 24 年度より増加傾向となり、平成 25 年度以降には 600 件を超え。令和 6 年度現在年間 780 件を超える件数となっている。

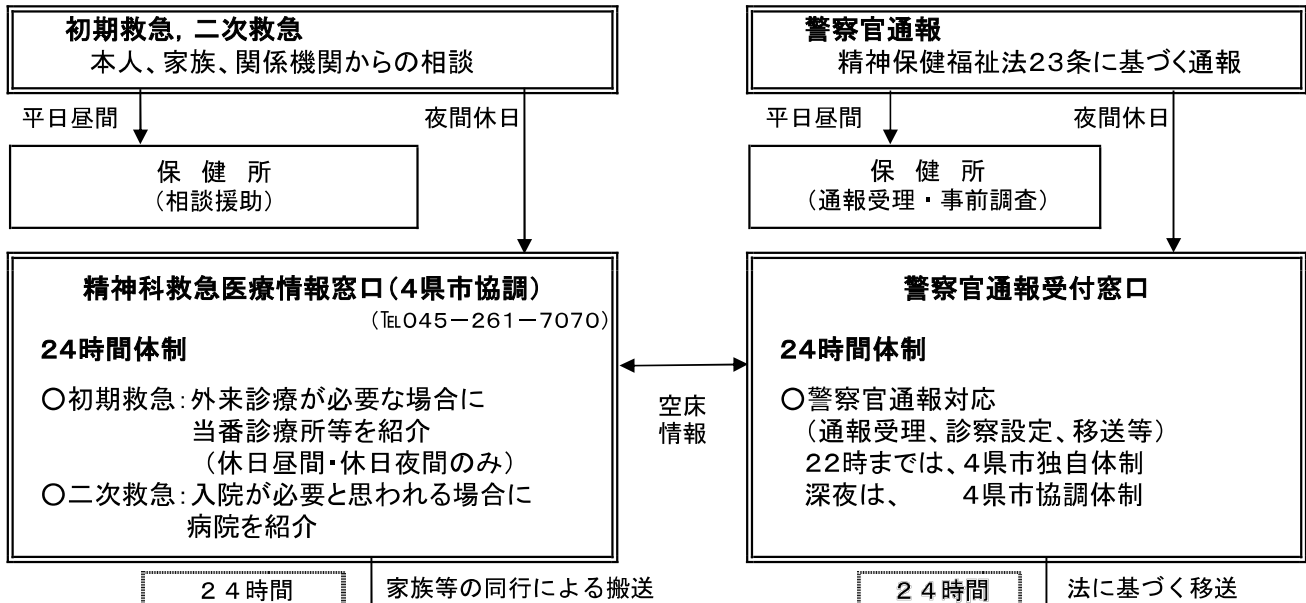
(4) 精神保健診察業務に係る研修等

関係機関等への研修の実施

当課が実施する精神保健診察業務等について、理解を得るため、保健福祉事務所・センター兼務職員等を対象に通報を受けた際に必要な調査及び診察の要否判断の知識・技術の習得を目的に平成 16 年度より、業務対応研修を実施している。

また、警察との連携を目的として、令和 5 年度には、県警察本部が実施する研修において、当課の業務説明を実施し、令和 6 年度には、県域に所在する警察署 1 か所に訪問し研修を開催した。

救急事例の発生



初期・二次・警察官通報の受入体制

区 分	曜日	昼 間 8:30 ～ 17:00	夜 間 17:00～22:00	深 夜 22:00 ～ 翌 8:30
初期救急	平	民間医療機関の通常診療	夜間輪番病院 (注5)	なし
	休	休日輪番病院・当番診療所等（注2）	当番診療所等・夜間輪番病院	
	土日午後輪番病院(14時～20時、1床/日)		(注1)	
二次救急	平	民間病院の通常診療	夜間輪番病院（1床/日）	基幹病院の輪番（毎日）
	休	休日輪番病院（注1）		
警察官 通 報	休	土日午後輪番病院(14時～20時、1床/日)		
	平	平日輪番病院（注3）（8床/日）	基幹病院（注4）	

民間病院

基幹病院の後方医療体制(後方移送)

【受入医療機関の説明】

注1： 休日輪番病院：輪番で、休日昼間の初期・二次救急・警察官通報の受入を行う民間精神科病院

土日午後輪番病院：輪番で、土日午後の初期・二次救急・警察官通報の受入を行う民間精神科病院

注2： 当番診療所：【県域】当番で、休日昼間の初期救急の受入を行う精神科診療所

(対応時間：日曜日・祝日9:00~17:00)

初期救急医療施設：【横浜市】定点で、休日昼間の初期救急の受入を行う

(対応時間：土曜日13:00~17:00、日曜日・祝日9:00~17:00)

初期救急診療所：【川崎市】定点で、休日夜間の初期救急の受入を行う

(対応時間：日曜日・祝日17:00~21:00、GW・年末年始を含む)

急病診療所：【相模原市】定点で、休日昼間の初期救急の受入を行う

(対応時間：日曜日・祝日9:00~17:00、GW・年末年始を除く)

注3： 平日輪番病院：輪番で、平日昼間の警察官通報の受入を行う民間指定精神科病院

注4： 基幹病院：休日・夜間・深夜の二次救急・警察官通報の受入を行う病院

注5： 夜間輪番病院：輪番で、夜間の初期・二次救急・警察官通報の受入を行う

注6： 深夜輪番病院：輪番で、深夜の二次救急・警察官通報の受入を行う

※ 身体合併症転院受入病院：精神科病院から身体合併症患者の転院を受入れる専用病床を持つ病院